

別紙

諮問第1699号、第1700号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定及び本件一部開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都水上安全条例22条1項規定の報告又は資料の提出の求めを行った記録」の開示請求に対し、警視総監が令和4年8月29日付けで行った別表1に掲げる本件非開示決定及び「東京都水上安全条例22条2項規定の立入り検査または質問を行った記録」の開示請求に対し、警視総監が令和4年10月14日付けで行った別表2に掲げる本件一部開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定及び本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年4月19日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年10月9日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月18日（第225回第三部会）から令和7年1月27日（第227回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよ

うに判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1699号及び第1700号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 東京都水上安全条例について

東京都水上安全条例（平成30年東京都条例第46号。以下「水上安全条例」という。）1条は、目的として「水上における船舶交通に関する秩序を確立するとともに、船舶の航行に起因する障害及び危険を防止することにより、安全かつ快適な水上及び水辺の環境を実現すること。」と規定している。

また、同19条は、「都の区域内において、利用者の求めに応じてプレジャーボートを係留し、若しくは保管する事業又は賃貸その他の方法により提供する事業（以下「マリーナ事業」という。）を営もうとする者は、マリーナ事業を開始しようとする日の10日前までに、設置するマリーナ事業の事業所（以下「事業所」という。）ごとに、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。」として、マリーナ事業を営む者（以下「マリーナ事業者」という。）に事業開始の届出を義務付けるとともに、同20条においてマリーナ事業者の遵守事項として、マリーナ事業者が利用者の求めに応じて係留し、若しくは保管するプレジャーボート又は賃貸その他の方法によりプレジャーボートを提供し利用する者（以下「プレジャーボート利用者」という。）に対し、同12条（酒気帯び操縦の禁止）、同14条（危険操縦の禁止）等に規定する事項を遵守するよう指導すること等を定めている。

さらに、同22条1項は、「公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、マリーナ事業者に対し、その業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。」（以下「報告又は資料の提出要求」という。）と定めるとともに、同条2項において「警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、事業所その他の施設に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。」として、マリーナ事業者に対する業務の報告又は資料の提出要求と警察職員の立入権限について定めている。

ウ 水上安全条例の運用について

実施機関では、「東京都水上安全条例の運用について」（平成30年6月27日付通達甲（地．総．庶）第1号。以下「運用通達」という。）により、報告又は資料の提出要求の手續について、運用通達別記様式第9号の「マリーナ事業者に対する警察処分告知簿」（以下「警察処分告知簿」という。）に所要事項を記載の上、同様式第10号の「業務に関する報告又は資料提出要求書」（以下「要求書」という。）を作成し、マリーナ事業者に交付すること等について定めており、さらに、実施機関において報告又は資料の提出要求を行った場合は、要求書の写しにより、公安委員会に報告することとしている。

次に、水上安全条例22条2項の警察職員による立入検査（以下「立入検査」という。）の手續について、地域部地域総務課長又は警察署長が立入実施者を指定し、立入り時は、運用通達別記様式第17号の「マリーナ事業所等立入結果報告書」（以下「立入結果報告書」という。）の「立入実施チェックポイント」を活用し、調査事項等の結果を記載の上、事業者等に確認させ、立会人署名欄に署名及び押印を求めるとし、立入実施後の措置として、比較的軽微な違反で、現場における指導又は警告のみで違反の是正が期待できるものについては、その場で指摘して是正させるとともに、状況に応じて始末書の徴収をすること等としている。

なお、水上安全条例に基づく公安委員会の権限に属する事務は、東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程（令和2年3月30日付都公委規程第5号）2条において、重要特異な事項を除き実施機関が処理することができることと定められており、報告又は資料の提出要求は、実施機関が処理することができる。

エ 審査会の審議事項について

審査請求人は、実施機関による不存在を理由とする本件非開示決定について、本当に保有していないか疑わしいと主張し開示を求めるとともに、本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる立入結果報告書の「「写真」及びその説明」部分として非開示とした、①令和〇年〇月〇日実施の「〇〇（特定事業所）」への立入結果報告書の「確認状況」のページにおいて非開示とされた「「写真」及びその説明部分」及び、②令和〇年〇月〇日実施の「〇〇（特定事業所）」

への立入結果報告書の「別紙1～4」において非開示とされた「「写真」及びその説明部分」（以下、①及び②を併せて「本件非開示情報」という。）の開示を求めている。

したがって、審査会は不存在を理由とする本件非開示決定の妥当性及び本件一部開示決定において非開示とした部分のうち本件非開示情報の非開示妥当性について審議する。

オ 本件非開示決定の妥当性について

別表1に掲げる本件非開示決定は、「東京都水上安全条例22条1項規定の報告又は資料の提出の求めを行った記録」の開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書は、作成しておらず存在しないとして非開示としたものである。

実施機関によると、報告又は資料の提出要求をする場合は、運用通達により「警察処分告知簿」に所要事項を記載の上、「要求書」を作成し、マリーナ事業者に交付することとされているとのことである。そこで、地域部地域総務課及びマリーナ事業者の所在地を管轄する警察署において、運用通達に基づき作成される公文書や関係文書等を確認したが、マリーナ事業者に対して報告又は資料の提出要求をした記録は存在しないとのことである。また、報告又は資料の提出要求をした場合には、公安委員会に要求書の写しにより報告することと定められているが、同報告をした記録も存在しないとのことである。

さらに、審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、水上安全条例22条1項の報告又は資料の提出要求をする必要がある場合とは、水上安全条例の施行に必要なものに限られ、同20条各号に規定するマリーナ事業者の遵守事項の履行状況を確認する必要がある場合や是正措置を講ずるのに必要な場合等に行うこととなっているが、報告又は資料の提出要求をする必要があったことをうかがわせる記録は存在しないとのことである。

審査会が確認したところ、実施機関における報告又は資料の提出要求については、運用通達に則って、必要な手続、様式等を定めて実施しており、報告又は資料の提出要求の手続において、他に公文書の作成を必要とする規定は見当たらない。

これらのことを踏まえると、運用通達が定める関係文書等を検索したが、本件請求文書は存在しなかったとの実施機関の説明に不自然な点はなく、他にその存在を

認めるに足る事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書について、不
存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

カ 本件非開示情報の非開示妥当性について

本件非開示情報は、実施機関がマリーナ事業者に立入検査を行った際に事業所内
部の状況を撮影した写真及びその説明書きが記録されている情報である。

実施機関は、本件非開示情報を公にすることにより、事業所に立入り等を行った
際の内部の状況が明らかになり、事業所を営む法人の設備状況、違反行為、行政指
導、行政処分等の事実が明らかとなるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の地
位が損なわれると認められるため非開示にしたと説明する。

審査会が検討したところ、本件非開示情報は、事業所の立入検査の際に事業所に
対して行った行政指導、行政処分等に関連する情報であり、当該情報が開示される
ことにより事業所に行った行政指導及び行政処分の情報が明らかになるとともに、
事業所の設備状況等が明らかにされることにより他の事業所との設備状況の優劣
が比較される可能性も生じ、当該事業所を営むマリーナ事業者の競争上又は事業運
営上の地位が損なわれると認められることから、本件非開示情報は条例7条3号本
文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が
妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表1 本件非開示決定（諮問第1699号）

本件請求文書	東京都水上安全条例22条1項規定の報告又は資料の提出の求めを行った記録
非開示理由	当該開示請求に係る公文書は、作成しておらず、存在しません。

別表2 本件一部開示決定（諮問第1700号）

本件対象公文書	マリーナ事業所等立入実施簿（「マリーナ事業所等立入結果報告書」を含む。7事業所分）	
	非開示部分	根拠規定
警察職員の氏名及び印影		条例7条2号 条例7条4号
法人代表者の電話番号、生年月日及び「本籍・国籍」		条例7条2号
立会人の生年月日、年齢、電話番号及び印影		
非開示とした立会人の住所及び氏名		
マリーナ事業所等立入実施簿の「記事欄」に記載された実施結果		条例7条3号
マリーナ事業所等立入結果報告書の「違反の種別」、「違反の概要」 「現場における措置」、「始末書等歴」、「指示処分歴」、「検挙歴」、「始末書等の必要性」、「指示処分の必要性」、「検挙の必要性」の各欄並びに「結果」の非開示とした部分、「その他」欄及び「備考」欄の非開示とした部分		
マリーナ事業所等立入結果報告書の「写真」及びその説明（本件非開示情報）※審査請求対象		
マリーナ事業所等立入結果報告書（事業所の名称：〇〇）のうち令和〇年〇月〇日付け、令和〇年〇月〇日付け及び令和〇年〇月〇日付けのもの（表）上部に記載された立入結果		
マリーナ事業所等の従業者数		